

新宮町水道事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 新宮町水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和47年3月31日	計画給水人口	35,520 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	32,166 人
		有収水量密度	2.08 千m ³ /ha

※ 昭和46年度に簡易水道事業として施設の供用を開始。

② 施設

水 源	浄水受水・地下水			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	164.6 千m
	配水池設置数	4		
施 設 能 力	11,325 m ³ /日	施 設 利 用 率	71.85 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 方 概 要 ・ 考 え	本町水道事業の水道料金は、「基本料金(基本水量6m ³ /月)」及び「使用水量(7m ³ を超えた水量/月)に応じた従量料金」、「口径別のメーター使用料」で構成されています(別途消費税を加える。)。そのうち従量料金は使用水量に比例して単価/m ³ が高額となる通増型料金体系となっています。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	昭 和 58 年 10 月 1 日	

<料金表(1か月当たり)>

	使用水量	金額
基本料金	6m ³ まで	900円
	7m ³ ~15m ³	180円/m ³
従量料金	16m ³ ~20m ³	200円/m ³
	21m ³ ~50m ³	230円/m ³
	51m ³ ~200m ³	270円/m ³
	201m ³ 以上	310円/m ³
	一時用	310円/m ³

	口径	金額
メーター使用料	13mm	100円
	20mm	150円
	25mm	200円
	30mm	300円
	40mm	400円
	50mm	2,000円
	75mm	3,000円

※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)

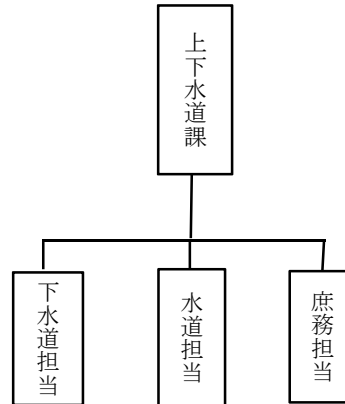
※隔月検針の場合、検針を行わない月は基本料金とメーター使用料のみ請求しています。

④ (R7.10.1)

新宮町上下水道課は、水道工務担当、下水道工務担当、庶務担当で構成されています。
職員数は、課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(7人)、主任主事(2人)、主事(1人)の16人です。
このうち、主に水道事業に従事する職員は8人です。

(例)

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	1人	人	1人
51～60歳	2人	人	2人	人	4人
41～50歳	人	2人	2人	3人	7人
31～40歳	人	人	人	1人	1人
～30歳	人	1人	1人	1人	3人
合計	2人	3人	6人	5人	16人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 維持管理業務等の委託
水道施設の運転及び維持管理と共に水道の閉開栓、漏水調査などを包括的に、また、検針業務を民間委託することで業務の効率化と経費削減を図っています。

② 施設の統廃合と広域化の取組
福岡地区水道企業団及び北九州市水道用水供給事業からの浄水受水開始に伴い3か所の浄水施設を廃止し、1か所を休止した。その結果、水運用に要する管理費、薬品費及び動力費等の経費削減を図っています。
広域化の取組としては、福岡地区水道企業団への水質検査業務委託による経費削減や古賀市との共同配水池(立花第二配水池)設置による初期投資抑制を図っています。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

2 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口は給水区域内人口に普及率を乗じて算出しています。令和3年度の認可(令和2年度作成)の計画値に基づき、令和12年度以降の給水普及率を99.5%に設定しています。また、土地区画整理事業、民間開発等が計画されており、今後も人口増加の傾向が続くものと予測しています。

予測値

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
普及率(%)	99.1	99.2	99.3	99.4	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
給水人口(人)	32,297	32,514	32,732	32,952	33,173	33,396	33,620	33,846	34,073	34,302

(2) 水需要の予測

今後行われる土地区画整理事業や民間開発による人口増加に伴い、令和12年までに使用水量は徐々に増加する見込みです。

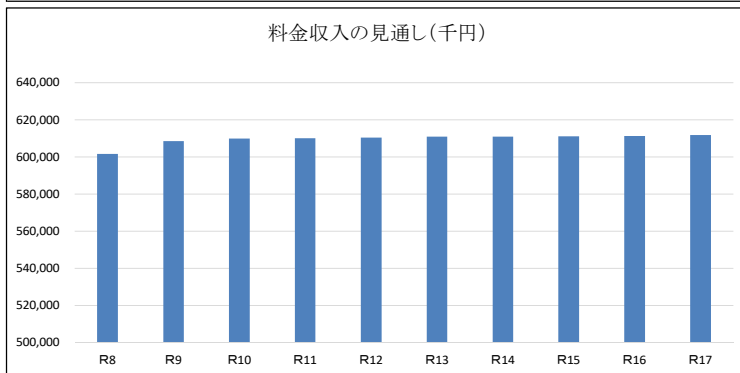
予測値

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
生活用水原単位(ℓ/人・日)	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
生活用水量(m ³ /日)	6,008	6,048	6,089	6,130	6,171	6,212	6,254	6,296	6,338	6,381
業務・営業用(m ³ /日)	1,687	1,765	1,843	1,922	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
官公署・学校用(m ³ /日)	178	178	178	178	178	178	178	178	178	178
その他用(m ³ /日)	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
合計	7,886	8,004	8,123	8,243	8,362	8,403	8,445	8,487	8,529	8,572

(3) 料金収入の見通し

土地区画整理事業に伴う料金収入の増加が見込まれるが、その後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。



(4) 組織の見通し

現段階で職員数の変更は予定していませんが、今後、ウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

3 経営の基本方針

(基本方針)

持続可能な水道事業であるためにデジタルトランスフォーメーションを推進し、ウォーターPPPの導入による費用対効果を検証するとともに効率的な事業運営を目指します。

(具体的な施策)

- ① 老朽化した管路及び水道施設の更新を進めると共に、災害に強い水道施設を構築します。
- ② 水道事業の健全経営のため、経費削減に努め、適正な水道料金の在り方について検証します。

4 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	水道管路については、老朽管の更新及び国が定める重要管路の耐震化を、計画的に実施します。 水道施設については、施設更新計画を策定したうえで、計画的な更新を実施します。
---	---	---

① 配水管更新事業	事業期間: 令和8年度～令和17年度	事業費: 620,459千円
② 水道施設更新事業	更新計画策定期間: 令和8年度	事業費: 5,478千円

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	水道事業としてのサービスを持続的に提供するため、必要な財源確保に努めます。
---	---	---------------------------------------

- ・土地区画整理事業に伴う料金収入の増加が見込まれるが、その後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・建設改良の財源として、補助金活用を検討したうえで、企業債を活用していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費	現時点で職員数の増減は予定していないため、給与改定分のみを反映して積算しています。 令和8年度～令和17年度 金額: 871百万円
・委託料	主に、水道施設運転維持管理包括業務委託です。 令和8年度～令和17年度 金額: 704百万円
・修繕費	配水管漏水及び浄水場機械設備等の修理費を推定しています。 令和8年度～令和17年度 金額: 134百万円
・動力費	将来的な水需要を踏まえ、受水量とのバランスを考慮し積算しています。 令和8年度～令和17年度 金額: 80百万円
・受水費	今後の水需要を考慮し積算しています。 令和8年度～令和17年度 金額: 3,330百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	第6次新宮町総合計画では、令和27年度頃から人口が減少することが予測されています。限られた職員数で事業を持続するためには、広域化についても検討を行い効率的な事業運営を目指していく必要があります。今後の周辺自治体や用水供給事業の動向を注視し、広域化の可能性やメリットについて検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行い、計画期間内での導入を目指します。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	老朽化した施設は、維持補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努めます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	将来の需給バランスを考慮し、更新計画に沿った施設の整備を推進します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水源の規模や水質の状況に沿った浄水フローを検証し、規模に見合った合理的な更新を推進します。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

② 財源についての検討状況等

料 金	土地区画整理事業に伴う料金収入の増加が見込まれるが、その後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
企 業 債	建設改良の財源として、補助金活用を検討したうえで、企業債を活用していきます。
繰 入 金	総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、繰入を行います。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	現段階では、検討事項はありません。
その他の取組	現段階では、検討事項はありません。

5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
-------------------------	--

(用語説明)

・PPP/PFIとは

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念で、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

・ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、官民連携で、管理・更新を一体的にマネジメントする方式。

・DX(デジタルトランスフォーメーション)とは

業務をデジタル化し課題を解決するだけでなく、社会や組織・ビジネスの仕組みそのものを変革する取組。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	602,367	609,172	610,585	610,776	610,776	611,685	611,718	611,813	612,056	612,541
	(1) 料 金 収 入	601,595	608,400	609,813	610,004	610,004	610,913	610,946	611,041	611,284	611,769
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他	772	772	772	772	772	772	772	772	772	772
	2. 営 業 外 収 益	67,167	67,315	68,315	68,637	69,315	69,251	69,753	70,418	70,981	71,538
	(1) 補 助 金	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
	他 会 計 補 助 金	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
	そ の 他 補 助 金										
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	43,827	43,975	44,975	45,297	45,975	45,911	46,413	47,078	47,641	48,198
	(3) そ の 他	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080
的 収 入	加 入 金	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
	負 担 金	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280
	そ の 他	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	収 入 計 (C)	669,534	676,487	678,900	679,413	680,091	680,936	681,471	682,231	683,037	684,079
的 支 出	1. 営 業 費 用	708,916	668,036	670,174	670,096	683,690	673,292	677,128	680,813	681,526	687,233
	(1) 職 員 給 与 費	80,259	81,572	82,932	84,342	85,802	87,315	88,882	90,505	92,187	93,930
	基 本 給 付 費	36,475	37,788	39,148	40,558	42,018	43,531	45,098	46,721	48,403	50,146
	そ の 他	43,784	43,784	43,784	43,784	43,784	43,784	43,784	43,784	43,784	43,784
	(2) 経 費	467,176	421,344	421,344	423,565	433,756	423,731	423,731	423,904	426,237	426,237
	動 力 費	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	修 繕 費	13,315	13,315	13,315	13,315	13,315	13,315	13,315	13,315	13,315	13,315
	材 料 費	5,096	5,096	5,096	5,096	5,096	5,096	5,096	5,096	5,096	5,096
	受 水 費	319,981	319,981	319,981	319,981	319,981	319,981	319,981	319,981	319,981	319,981
	そ の 他	120,784	74,952	74,952	77,173	87,364	77,339	77,339	77,512	79,845	79,845
(3) 減 価 償 却 費	161,481	165,120	165,898	162,189	164,132	162,246	164,515	166,404	163,102	167,066	
2. 営 業 外 費 用	29,544	31,847	34,478	34,513	34,994	34,907	35,006	35,045	35,006	34,997	
(1) 支 払 利 息	20,452	22,755	25,386	25,421	25,902	25,815	25,914	25,953	25,914	25,905	
(2) そ の 他	9,092	9,092	9,092	9,092	9,092	9,092	9,092	9,092	9,092	9,092	
支 出 計 (D)	738,460	699,883	704,652	704,609	718,684	708,199	712,134	715,858	716,532	722,230	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 68,926	△ 23,396	△ 25,752	△ 25,196	△ 38,593	△ 27,263	△ 30,663	△ 33,627	△ 33,495	△ 38,151	
特 別 利 益 (F)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特 別 損 失 (G)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 68,926	△ 23,396	△ 25,752	△ 25,196	△ 38,593	△ 27,263	△ 30,663	△ 33,627	△ 33,495	△ 38,151	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 繰 越 欠 損 金 (I)											
流 動 資 産 (J)	740,026	742,747	749,626	758,066	772,039	801,700	828,722	827,432	848,841	842,445	
う ち 未 収 金	50,133	50,700	50,818	50,834	50,834	50,909	50,912	50,920	50,940	50,981	
流 動 負 債 (K)	117,425	106,970	95,001	83,071	77,046	72,447	73,083	75,121	32,156	31,997	
う ち 建 設 改 良 費 分											
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	29,949	34,892	30,908	31,917	32,572	31,799	32,096	32,096	32,156	31,997	
繰 越 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	602,367	609,172	610,585	610,776	610,776	611,685	611,718	611,813	612,056	612,541	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	1. 企業債	149,100	141,200	46,500	53,700	28,900	34,600	31,300	30,700	33,300	22,700
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金	14,175	48,208	16,200	47,813		19,300	26,362	22,500	22,500	22,500
	9. その他										
計 (A)	166,377	192,510	65,802	104,615	32,002	57,002	60,764	56,302	58,902	48,302	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	166,377	192,510	65,802	104,615	32,002	57,002	60,764	56,302	58,902	48,302	
資本的支出	1. 建設改良費	196,060	220,070	90,220	136,158	51,085	79,135	88,590	82,813	85,500	74,809
	うち職員給与費										
	2. 企業債償還金	111,291	87,476	72,078	64,093	51,154	44,474	40,648	40,987	43,025	46,002
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他										
計 (D)	307,351	307,546	162,298	200,251	102,239	123,609	129,238	123,800	128,525	120,811	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	140,974	115,036	96,496	95,636	70,237	66,607	68,474	67,498	69,623	72,509	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	125,347	101,139	90,675	88,513	66,502	62,076	63,725	62,924	65,049	67,935
	2. 利益剰余金処分額										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	15,627	13,897	5,821	7,123	3,735	4,531	4,749	4,574	4,574	4,574
計 (F)	140,974	115,036	96,496	95,636	70,237	66,607	68,474	67,498	69,623	72,509	
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)	998,826	1,052,550	1,026,972	1,016,579	994,325	984,451	975,103	974,164	965,378	950,862	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分		4,690	4,690	4,690	4,690	4,690	4,690	4,690	4,690	4,690	4,690
	うち基準内繰入金	3,890	3,890	3,890	3,890	3,890	3,890	3,890	3,890	3,890	3,890
	うち基準外繰入金	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
資本的収支分		3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102
	うち基準内繰入金	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102	3,102
	うち基準外繰入金										
合 計	7,792	7,792	7,792	7,792	7,792	7,792	7,792	7,792	7,792	7,792	

経営比較分析表（令和6年度決算）

福岡県 新宮町

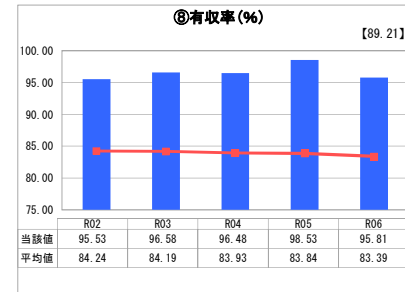
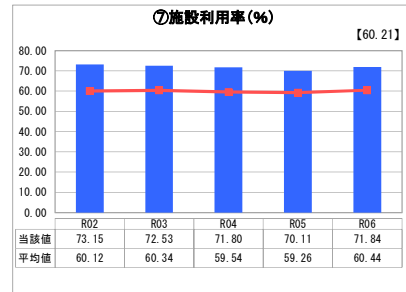
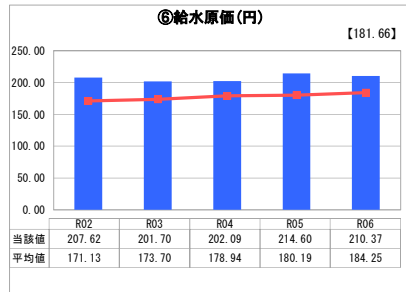
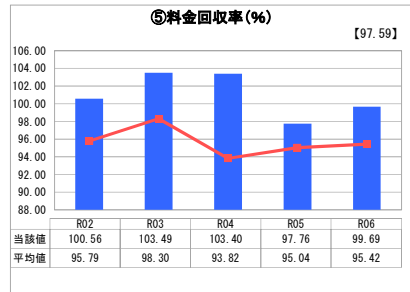
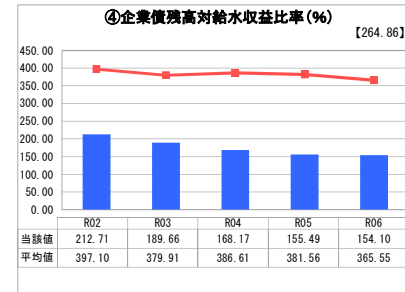
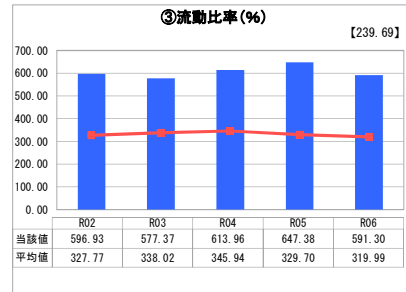
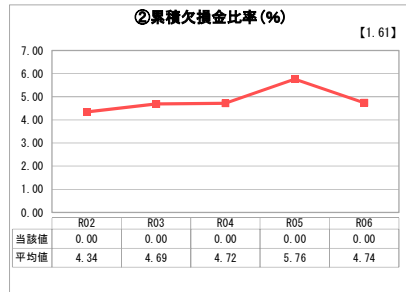
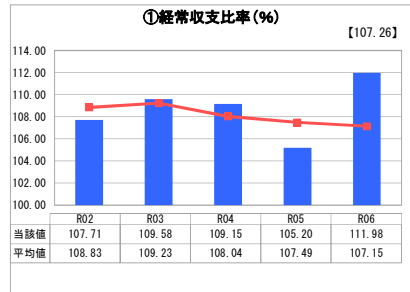
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A5	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)	
-	81.94	97.37	3,980	

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
32,979	18.93	1,742.16
現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)
32,166	13.69	2,349.60

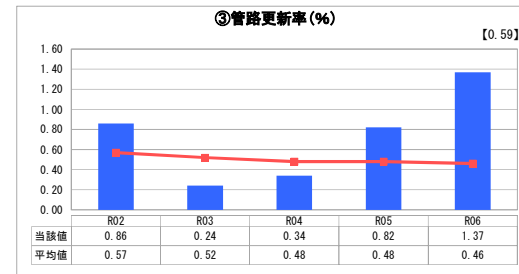
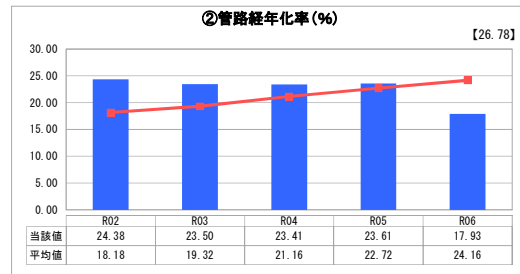
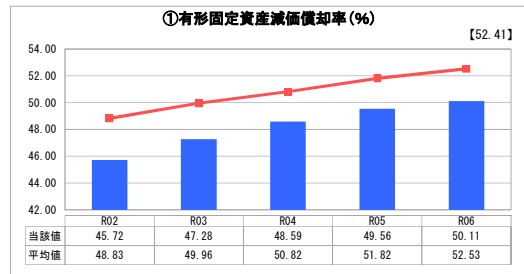
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

加入金等の収入により、末端給水事業の経常収支比率は前年度と比較して増加し100%を上回る状況です。また、現在土地区画整理事業が進んでおり、今後給水収益の増加が見込まれます。料金回収率については、令和6年度は100%をわずかに下回っていますが、給水にかかる費用はほぼ給水収益で賄えている状況にあります。

町内には自己水源が乏しく、配水量の90%近くを浄水受水で賄っています。給水原価については、福岡地区水道企業団や北九州市に支払う受水費の影響で、類似団体平均値よりも高くなっています。企業債残高対給水収益比率は、減少傾向にありますが、令和5年度から起債借入を行っており、今後は増加する見込みです。

一方で、施設利用率と有収率は類似団体平均を上回っており、効率的な施設運営が行われているといえます。

2. 老朽化の状況について

令和6年度は、新宮・下府地区の老朽化した配水管更新を実施しており、年度によっては、下水道管渠整備に合わせた配水管の移設・更新も行っていきます。そのため、管路更新率は年度ごとに大きく変動しています。

管路経年率は、前年度と比較して減少していますが、毎年更新できる配水管より、法定耐用年数を超過する配水管の延長が長ければ増加するため、今後は増加する見込みです。

全体総括

末端給水事業単独での老朽化した配水管の更新に加え、下水道管渠整備に合わせた配水管の移設・更新を行っており、耐震性・費用対効果を考慮した効率的な更新方法を検討し、実施します。また、土地区画整理事業などでの人口増加により、将来見込まれる水需要の増加に備えるため、施設整備を計画的に推進します。

昭和48年に水道事業を開始しており、法定耐用年数を超過する配水管が増加していく見込みです。今後、水道料金や加入金等収入の一時的な増加は見込めるものの、配水管更新や土地区画整理事業に伴う配水管の新設を行う必要があり、当面は企業債借入で財源を確保する必要があります。近年の物価高騰による営業費用の増加の影響もあり、持続的な事業運営のため、水道料金の在り方を引き続き検討していきます。